

三次市の清掃・給食業務等に従事する職員の給与等の見直しに向けた取組方針

総務省の「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け自治行政局公務員部長通知）及び「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について」（平成19年7月6日付け自治行政局公務員部給与能率推進室事務連絡）に基づき、本市の清掃・給食業務等に従事する職員の給与等の状況等を公表します。

1 清掃・給食業務等に従事する職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成21年4月1日現在）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三次市	49.7歳	40人	362,060円	384,468円	376,930円				
うち清掃職員	51.0歳	14人	386,700円	422,353円	410,471円	廃棄物処理業従事員	43.6歳	299,714円	1.40
うち学校給食員	49.5歳	14人	351,014円	361,171円	361,171円	調理士	41.7歳	241,489円	1.49
その他	48.6歳	12人	346,200円	367,450円	356,183円				
広島県	50.7歳	125人	336,551円	396,901円	354,816円				
国	49.2歳	4,429人	285,548円		322,737円				
類似団体	48.4歳	54人	311,057円	340,898円	327,925円				

（注）1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成17～19年の3ヶ年平均）

4 公務員においては、臨時・非常勤等非正規職員を含まないが、賃金構造基本統計調査は一定の条件の下でアルバイト等非正規職員も含んでいる。また、民間との職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経歴年数等の点において、完全に一致しているものではない。

5 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は事業所規模50人以上の事業所を対象としている。

2 清掃・給食業務等に従事する職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区分		三次市	広島県	国
清掃・給食業務等に従事する職員	高校卒	144,500円	136,579円	
（参考）その他職員	高校卒	144,500円	139,082円	140,100円

3 その他給与に関する状況

(1) 給料表の状況

本市の職員に対する給料表は、医療職に属する職員を除き、すべて行政職給料表を適用している。清掃・給食業務等に従事する職員については、同表中1～3級を適用している。

(2) 手当、昇給基準等に関する事項

清掃・給食業務等に従事する職員にのみ支給される手当はない。

4 基本的な考え方

本市では、『三次市行財政改革大綱』の中で「事務事業の民間委託等の推進」「適正な定員管理の推進」「給与の適正化の推進」等について、徹底的な取組を進めることを定めている。

引き続き、事務事業については直営の必然性を再点検し、民間等への委託により効率化が図られるものは、民間委託等を積極的に進め、またスリムで自立した組織づくりを進めるため、適正な定員管理を推進していく。

5 具体的な取組内容

平成16年4月の三次市発足以後、清掃・給食業務等に従事する職員については退職者不補充とし、業務の民間委託化や臨時職員、嘱託員の活用を進めている。

6 その他

平成18年3月に策定した『三次市定員管理計画』では、平成17年度から平成26年度までの10年間で職員141人（約19%）を削減することとしている。計画策定から以後毎年度、目標値を上回る職員数の削減を実現している。